

「京都市山ノ内浄水場跡地における学校法人大和学園及び社会医療法人太秦病院の
事業に関する基本協定書」の概要

京都市、上下水道局、学校法人大和学園（以下「大和学園」という。）及び社会医療法人太秦病院（以下「太秦病院」という。）の４者は、本協定に付する大和学園及び太秦病院の事業計画に基づき、山ノ内浄水場跡地（以下「北側用地」という。）で展開する事業の基本的な事項について、協定を締結する。

（第１条 目的）

本協定は、山ノ内浄水場跡地活用方針に基づき、４者が相互に協力することで、北側用地における事業運営の円滑化を図り、市の西部地域はもとより市全体の活性化に貢献することを目的とする。

（第２条 協定期間）

協定期間は、協定締結の日から第６条に規定する契約が終了する日までとする。

（第３条 信義誠実の原則）

４者は、信義を重んじ誠実に本協定を遵守する。

（第４条 施設の設置運営等）

大和学園及び太秦病院は、平成３０年度までに事業を開始するよう努め、地域と共に発展するよう施設を設置運営する。

京都市及び上下水道局は、施設の設置運営について大和学園と太秦病院に協力する。

（第５条 事業計画の履行）

大和学園及び太秦病院は、事業計画の履行に当たり、活用方針の尊重、法令の遵守、周辺住民の理解を得ることに努め、誠実に取り組む。

（第６条 土地の貸借）

上下水道局は、別途締結する一般定期借地権設定契約に基づき、大和学園及び太秦病院に、北側用地を６０年間有償で貸し付ける。

（第７条 所有権の譲渡）

大和学園又は太秦病院は、事業の開始後に、北側用地の所有権の取得を上下水道局へ申し出ることができる。

申出があった場合、上下水道局は、大和学園及び太秦病院と協議し、双方が合意に達した場合に限り、所有権の譲渡を認める。

なお、所有権の譲渡を行う場合、４者はあらかじめ協議し、本協定の目的を遵守し、事業計画の履行を改めて確認のうえ、再度、基本協定を締結する。

（第８条 基本協定等の変更）

４者は、すべての相手方と協議のうえ、本協定の規定を変更することができる、

京都市は、大和学園及び太秦病院に、事業計画の修正協議を求めることができる。

大和学園及び太秦病院は、事業計画を修正する必要がある場合は、京都市と上下水道局の了承を得るものとする。

(第9条 既存施設の譲渡)

上下水道局は、別途締結する譲渡契約に基づき、代表事業者である大和学園に残存する既存施設を無償譲渡する。

(第10条 既存施設の解体撤去)

上下水道局と代表事業者である大和学園は、解体撤去の範囲及び方法並びに解体撤去に要する期間、費用及び支払方法について協議し、合意した内容について別途覚書を締結する。

(第11条 専門職大学院の設置と食文化の振興)

大和学園は、調理・栄養分野の専門職大学院について、早期の設置に努め、京都市はその設置が円滑に行われるよう、協力する。

また、京都市と大和学園は、日本の食文化の価値を高めるとともに、普及及び継承を推進するため、専門職大学院の設置並びに食に関わる学び、観光等の分野での取組を連携及び協働により実施することについて、別途協定を締結する。

(第12条 地域への貢献)

京都市、大和学園及び太秦病院は、地域の活性化を図るため、それぞれの情報、知識、施設等の資源を活用し、連携及び協働により実施することについて、別途協定を締結する。

また、地域防災力の向上及び震災その他の災害発生時の協力体制についても、別途協定を締結する。

(第13条 地区計画の変更)

大和学園及び太秦病院は、北側用地に係る太秦安井山ノ内地区地区計画の変更について、京都市と上下水道局と協力し、円滑に実施されるように努める。

(第14条 運営状況の報告)

大和学園及び太秦病院は、京都市又は上下水道局の求めに応じ、施設整備の進捗よく状況及び事業運営に関し必要な報告を行う。

一般的な条項である第15条から第19条は省略する。

(第15条 通知等)

(第16条 基本協定上の権利義務の移転の禁止)

(第17条 義務の不履行等)

(第18条 管轄裁判所)

(第19条 定めのない事項)